

～国際研究 I～

ベトナムの統治機構，司法制度の概観

国際協力部教官

伊藤文規

序

～ベトナムに対する法整備支援の経緯等について

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策を採用して、従前の計画経済から市場経済への移行を目指し、1992年には法治主義と市場経済システムの導入を宣言した新憲法を成立させ、法制度の整備を本格的に指向しはじめた。

我が国の法務省によるベトナムに対する法整備支援は、上記のとおり法制度整備を急務と位置付けたベトナムからの支援要請を受け、1994年にベトナム司法省幹部職員に対する国内研修を実施したことに始まり、法務省の民商事法分野における支援としてはベトナムに対する法整備支援がもっとも古いものである。その後、1996年には国際協力事業団（現「国際協力機構」）（JICA）による政府開発援助（ODA）の枠組みでベトナム重要政策中枢支援（ベトナム法整備支援プロジェクト）が開始され、法務省法務総合研究所は、JICA その他の関係者と協同し、国内研修や現地におけるセミナーの開催、長期専門家の現地派遣などを行い、同プロジェクトの実施に関して積極的な役割を果たしているほか、ベトナム最高人民検察院との専門家交換を行って相互の司法制度の理解を深め、上記プロジェクトの遂行に必要な知識の獲得やベトナム司法制度の現状把握を行うなどしながら、ベトナムに対する法整備支援活動を継続的に実施している。

法務総合研究所国際協力部では、ベトナムに対する法整備支援活動を実際に担当する部署として、上記の諸活動を経て、当部在籍教官や現地専門家などの諸先輩方により、これまでベトナムの統治機構や司法制度等に関する研究結果が蓄積され、その成果の報告が既刊の「ICD NEWS」に逐次掲載されてきたところ¹、ベトナムにおいては、1992年憲法に謳われた法治国家の構築につき、これをいっそう推進するために、2005年5月及び同年6月、相次いで法整備や司法改革に関するベトナム共産党中央執行委員会政治局決議が採択され、ベトナムの司法制度改革の方向性が打ち出されるとともに、司法制度の段階的変革がまさに現在行われているところである。

¹ ベトナムの司法制度に関しては、ICD NEWS 第2号及び第5号（法曹養成制度や弁護士制度、刑事司法制度など）、第21号及び第26号（民事訴訟法について）、第5号及び第23号（刑事手続や制度など）などに詳しく掲載されている。

また、こうした状況下、我が国のベトナムに対する法整備支援活動も、「市場経済への移行」に加え、あるいはこれを超えて、ベトナムにおける「法治国家」の構築に向けた「法の支配」に本格的に重点を置く新たな局面に入っている。

本稿では、こうしたベトナムにおける法整備支援の状況にかんがみ、ベトナムに関する統治機構や司法制度の現状把握を目的として、これまでの「ICD NEWS」での諸先輩方の報告後に新たに当部に蓄積された知識や情報を踏まえ、改めてベトナムの基礎知識を含めて統治機構や司法制度について、従前の成果の概観とレビューを行うとともに、上記の政治局決議の概要を紹介するものである²。

² 上記決議の和訳版は JICA によるものであり、JICA から本稿に資料として添付する旨了解を得たものである。JICA の御高配に対してこの場を借りて感謝申し上げます。

なお、本文中の憲法の和訳等は英語版を仮訳したものであることを了解願いたい。

第1 ベトナムの基本情報³

正式名称：ベトナム社会主義共和国（Socialist Republic of Vietnam）

漢名「越南」（音でヴィエットナム＝ベトナム），ISOコードはVN/VNM

地理：インドシナ半島の東南端に位置し，北に中華人民共和国，西にラオス人民民主共和国及びカンボジア王国と国境を接しており，本土並びに南シナ海所在のホアンサー・チュオンサー両群島及びタイ湾のフークオック島など諸島々から構成されている。本土は，南北1,650kmに及ぶ一方，東西の幅はもっとも狭い場所では50km未満であり，極めて細長い国土をしている。

（資料1として添付の地図参照）

面積：32万9,241平方キロメートル（九州・沖縄を除く日本の面積とほぼ同じ）

国土の75%が山岳と高原地帯。

気候：北部は亜熱帯モンスーン，南部は熱帯モンスーン。

人口：8,312万人（2005年末現在）

（1999年時点では7,871万人であった。）

首都：ハノイ（人口約310万人）（cf. ホーチミン市は約570万人）

（2006年2月現在）

行政区分：59省＋5中央直轄市（ハノイ，ホーチミン，ハイフォン，ダナン，カントー）

GNP（1人当たり）：552米ドル（2006年9月現在）

（1999年時点では370米ドル）

経済成長率：8.4%

民族：キン族（京族）が約84%を占め，ほかにミヤオ（苗）族，モン族，チャム族，ムオン族，メコンデルタの先住民族であるクメール族などの少数民族がおり，ベトナム国家がベトナムを構成している民族として認定した少数民族数は53である。

言語：ベトナム語（公用語）

文字：かつては字喃（チュノム・ベトナム語を表記するために漢字を応用して作られた文字）を使用していたが，現在はローマ字を一部改変したアルファベットを使用している。

通貨：ドン（VND）（円換算では概ね1,000ドン＝約7円）

宗教：仏教（大乘仏教）が主，他にキリスト教，イスラム教，道教，原始宗教，新興宗教のカオダイ教，ホアハオ教などがある。

略史：1945年9月2日 共産党ホーチミン主席が「ベトナム民主共和国」として独立宣言

1976年 南北統一，ベトナム社会主義共和国に国名改称

³ 詳しくは，外務省のHP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html>，在ベトナム日本大使館HP <http://www.vn.emb-japan.go.jp/>などを参照されたい。

1977年9月20日 国連加盟
1986年 第6回党大会でドイモイ（刷新）政策を採用
1995年 ASEAN（東南アジア諸国連合）正式加盟
1998年 APEC（アジア太平洋経済協力会議）正式加盟
WTO（世界貿易機関）へも加盟予定（2006年9月現在）。

第2 ベトナムの統治機構

1 ベトナムの統治機構は、いわゆる社会主義モデルと呼ばれる統治機構であり、共産党による一党支配の下、「民主集中制の原理」と「権限分配の原理」を統治の基本原理としている。

この原理の下では、すべての国権は人民に属し、人民は直接選挙、平等選挙により人民の代表者たる国会議員を選出し、その国会議員により構成される国会を通じて、人民がその権力を行使するのであり、国会はすべての人民階層を代表する最高の機関である。

4

ベトナムでは、1945年のベトナム人民共和国樹立後、1946年に憲法を制定し、以後、1959年、1980年、1992年に順次憲法を改正したが、現行の1992年憲法においても上記原則は引き継がれている（なお、以下、単に「憲法」とした場合は1992年憲法を示す。）。

1992年憲法第2条⁵

「ベトナム社会主義は、人民の、人民による、人民のための法治社会主義国家である。全ての国権は、人民に属し、労働階級、農民、識者の連合体に基づいている。国権は、国家機関に統一され、分権化されている。国家機関は、立法権、行政権及び司法権を行使するにあたり、互いに協力するものとする。」

同法第6条

「人民が選出し、人民の意志と抱負を代表し、人民に責任を負う国会及び人民評議会を通じ、人民は国権を行使する。国会、人民評議会及びその他の国家機関は全て民主集中原則により組織され運営される。」

同法第83条

「国会は人民を代表する最高の機関であり、かつ、ベトナム社会主義共和国の国権の最高機関である。・・・国会は国のすべての活動に対する主権的管理を行使する。」

2 憲法により国家機関として規定されているのは、

- ① 国会（第6章）
- ② 大統領（国家主席）（第7章）

⁴ 欧米型の抑制と均衡を図る三権分立の原理とは異なり、すべての国家権力は人民の代表である国会に属し、その権力の行使を国会が直属の国家機関に分担させるという原理であり、権限分配あるいは三権分業などと呼ぶこともある。

⁵ 1992年憲法については、第10期国会第10会期において、「1992年憲法条項改正補足に関する2001年12月25日決議案No.51/2001/QH10」が可決され、一部改正が行われた。上記に掲げた憲法第2条については後段部分が新たに付加された。

- ③ 政府（第 8 章）
- ④ 人民評議会と人民委員会（第 9 章）
- ⑤ 人民裁判所，人民検察院（第 10 章）

の 5 機関である。

また，ベトナム共産党に関する規定が憲法第 4 条に規定されており，ベトナム共産党がベトナムの「全人民の利益を忠実に代表する」組織であり，「国家・社会の指導的勢力である」旨明記されている。

このほか，憲法には，「ベトナム祖国戦線」という組織に関する規定が同法第 9 条，第 13 条，第 111 条，第 112 条及び第 125 条にそれぞれ設けられている。

このベトナム祖国戦線は，上記のように憲法上で認められた公的な政治連合組織であり，共産党，労働総同盟，婦人会連合，法律家協会，仏教会，赤十字協会，ジャーナリスト協会などを構成団体とする政治・社会・経済団体を広く包摂する組織であって，とりわけ国会や地方議会（後述の人民評議会）の選挙においては，立候補者の選択を行うなど大きな力を有している組織である（従前は祖国戦線の推薦を受けなければ選挙に立候補すらできなかったが，1992年の選挙法改正により祖国戦線の推薦を受けなくても立候補することも一応可能となった。）。

なお，憲法に基づく国家機構図を資料 2 として添付する。

以下，統治機構としての上記機関及び共産党について個別に見ていくこととするが，⑤の人民裁判所及び人民検察院については「第 3 ベトナムの司法制度」において述べることとする。

3 国会（憲法第 6 章）

(1) 国会は，一院制であり，上記憲法第 83 条に規定されたとおり人民を代表する国家の最高機関であり，立憲・立法権を有する唯一の機関である。

国会は，基本的な国内・対外政策を決定し，国家防衛及び安全保障の任務，国家機構の組織と活動を規律する基本原理に関して責任を有し，国家機関・社会・人民などすべての国家の活動全体に対する最高監督権限を有する（憲法第 83 条）。

国会の会期は 5 年であり（同法第 85 条），毎年 2 回の会議を開催し，常任委員会が召集する（同法第 86 条）。選挙権は満 18 歳以上の男女，被選挙権は満 21 歳以上の男女に与えられる。

近時の国会議員選挙は，2002年5月19日に実施された第 11 期国会議員選挙であり，同選挙では 498 名（定員上限 500 名）が当選し，そのうち現職国会議員が 135 名，女性については 136 名おり，少数民族は 86 名，非共産党員は 51 名となっている。ちなみに同選挙の投票率は 99%以上の非常に高い投票率であり，こうした選挙管理に関しては祖国戦線の果たす役割が極めて大きいと思われる。

なお，ベトナムの国会議員は何らかの職を持つ非専従国会議員が圧倒的多数を占めている。

(2) 憲法上に規定された国会の具体的義務と権限

国会の義務と権限については、憲法第 84 条に規定されており、具体的に挙げると

- ・ 憲法制定と改正，立法と改正，法律及び布告発布計画
- ・ 憲法，法律及び国会決議に準じた主権的管理の行使
- ・ 社会・経済発展計画の決定
- ・ 国家の財政及び通貨政策について決定する。国家予算案及び中央政府の予算支出について決定する。国家予算の合意を承認する。税を制定し，変更し，又は廃止する。
- ・ 国会，大統領，政府，人民裁判所，人民検察院及び地方行政などの組織と活動を規定する。
- ・ 国家の大統領，副大統領，国会議長，副議長，国会常任委員会委員，首相，最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官を選任し，解任し，免職する。副首相，各省大臣及びその他の政府幹部の指名，解任及び免除に関する首相の提案を承認する。
- ・ 政府各省及び省レベル政府機関を設置若しくは廃止し，地方省及び中央管轄市の制定，合併，分割，又は境界調整，特別行政経済部を設置若しくは解散する。
- ・ 大統領，国会常任委員会，政府，首相，最高人民裁判所，最高人民検察院などが発布したすべての文書で，憲法と法及び国会決議と矛盾するものを廃止する。
- ・ 恩赦を公布する。
戦争と和平に係る問題を決定し，緊急事態及びその他の国家防衛と安全を保証するための特別措置を宣言する。
- ・ 対外関係の基本政策を決定し，大統領の提議により調印若しくは参加した国際協定の批准若しくは廃止を行う。
- ・ 国民投票を実施する。

などである。

国会は，大統領，行政府の長である首相，司法機関である最高人民裁判所及び最高人民検察院の長である各長官について，任免権限を有しており，これらの者はその活動に関して国会あるいは国会常任委員会に報告しなければならない。

(3) 国会常任委員会

国会常任委員会は国会の常設委員会であり（憲法第 90 条），国会が閉会中はその職務を代行する。国会常任委員会は少なくとも月に 1 回の定期的に行われることとされている。

国会常任委員会の構成員は国会議長，副議長，国会が選出する委員であり，国会議長が委員長を務め，委員は 13 人である。その責務・権限は憲法第 91 条各号により以下のとおり規定されている。

- 1号 国会議員選挙を公布し指導をする。
- 2号 国会の会議の準備を行い、運営と指導を行う。
- 3号 憲法、法律及び布告の解釈をする。
- 4号 国会の委任を受けた事項について布告を制定する。
- 5号 憲法、法、国会決議、布告、国会常任委員会決議などの実施に当たり、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院などの活動を監督・管理し、正規の文書で政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院が発布したもので憲法、法及び国会決議に反するものの執行を停止し、それを国会に報告してそれらの廃止について国会の決定を得、政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院の文書で布告及び国会常任委員会決議に反するものを廃止する。
- 6号 人民評議会の活動に関して監督管理、指導を行い、地方省及び中央直轄市の人民評議会における誤った決議を取り消し、地方省及び中央直轄市の人民評議会が人民の利益を著しく害する場合はこれらを解散する。
- 7号 国籍問題審議会と国会委員会の活動を指示し、調和をとり、そして調整し、国会のメンバーに支援を与えて良好な作業条件を保証する。
- 8号⁶ 国会休会中に国家が侵略を受けた場合、戦争事態の宣言を決定し、次の国会会期でそれを審議し決定するために国会に報告する。
- 9号 総動員若しくは部分動員を宣言する。全土に若しくは特定地域に緊急事態を宣言する。
- 10号、11号は省略。

以上のとおり、国会常任委員会は極めて広範な権限を有している。

(4) 国会議長

国会の長は国会議長であり、国会議長は「会議の議長となり、法律及び国会決議を署名により認証し、国会常任委員会の活動を指導」するなどの責務と権限を有している。

国会議長の国家における序列は、後記4のとおり、原則として第四位とされている。

なお、2006年4月に第10回共産党大会が開催され、その後の同年5月16日から同年6月29日まで開催された第11期第9回国会において、グエン・フー・チョン氏が国会議長に新たに選出された。

(5) 国会議員の質問権

国会議員は、大統領、国会議長、首相、各省大臣、その他政府幹部、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官などに質問をする権利を有しており、質問を受けた者は、原則として会期期間中に回答しなければならない（憲法第98条）。

4 大統領（憲法第7章）

大統領は国家元首であり、対内対外的にベトナム社会主義共和国を代表する（憲法第101条）ものであり、国会議員の中から国会が選出し、任期は国会の任期に準じる（5

⁶ 脚注5の決議により第91条第8号が削除され、第9号以下の番号が繰り上げられた。

年)。大統領は、国会に対して責任を負い、国会に対する報告義務を負う（同法第 102 条）。

大統領の具体的職責・権限は同法第 103 条に掲げるとおり、

- ・ 憲法・法律・布告を公布する。
- ・ 軍を統括し、国防安全保障評議会の議長を務める。
- ・ 副大統領、首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官の選任、解任、免職について国会に提案する。
- ・ 国会の決議に基づき、副首相、大臣及び政府の他の幹部を任命し、解任し又は免職する。
- ・ 副大統領、最高人民裁判所裁判官、最高人民検察院副長官を任命、解任、免職する。

など、国会が採択した憲法、法律などを公布し、国家の主要人事案件の国会に対する提案を行うことなどがその主要な任務である。

なお、前記の第 11 期第 9 回国会において、グエン・ミン・チエット氏が大統領（国家主席）に新たに選出された。

5 政府（憲法第 8 章）

(1) 政府は、国会の執行機関であり、ベトナム社会主義共和国の国家行政の最高機関である。政府は、国の政治、経済、文化、社会、国防、治安及び対外関係業務などの諸業務について統括し管理する。また、政府は、国会に対して責任を負い、国会、常任委員会及び大統領にその活動について報告するものとされている（憲法第 109 条）。

政府の責務と権限は、

- ・ 各中央省庁、省と同格の機関及び政府機関、すべてのレベルの人民委員会の業務を指揮し、中央から末端に至る行政機構の統一的システムを設定及び統合し、人民評議会が上位の行政機構からの指示事項を実行する際の指導と管理を行い、法の規定する人民評議会の任務の遂行及び権限の行使に際して良好な条件を整え、国の官吏、公務員を訓練、養成等する。
- ・ 国家機関、社会・経済組織、軍及び人民の間における憲法と法の実践を保証する。
- ・ 法案、布告及び他のプロジェクトを国会と常任委員会に提出する。
- ・ 国の対外関係業務について包括的管理を行い、政府に代って国際協定に調印及び承認し、ベトナム社会主義共和国が同意又は加盟した国際協定の実践を指導し、国益及び外国に居住するベトナム人民及び組織の合法的な利益を保護する。

などであり、憲法第 112 条により規定されている。

(2) 政府は、首相、副首相、閣僚及び他の政府幹部（各省大臣及び省と同レベルの国家委員会の長）により構成され、副首相は 3 人とされている。

首相は、政府の長として、政府、政府メンバー、すべてのレベルにおける人民評議会の業務を指揮し、閣僚会議の議長を務め、国会に対して責任を負い、国会、国会常任委員会及び大統領に対して業務の報告を行う（憲法第 110 条）。首相の職責と権限に

関しては憲法第 114 条に規定しており、副首相等の人事について国会に提案するほか、副大臣及び同レベルの官吏の任免等、中央直轄市人民委員会委員長及び副委員長の任免等に関する承認権を有する。

副首相は、首相と国会に対して責任を負い、首相の業務を補助し、首相不在のときには首相の委任を受けた副首相が首相の業務を代行する。

閣僚及び他の政府幹部は、それぞれの権限にある部門や分野における国家行政について長として業務を執行するとともに、全国を通して責任を有しており、首相と国会に対してその権限の範囲内で責任を負う。

政府メンバーの任命に関しては、首相については、大統領の提案により国会が国会議員の中から選出し、副首相以下は首相の提案により国会が承認の決議をした後に大統領が任命する。副首相以下は国会議員である必要はない。

なお、前記第 11 期第 9 回国会において、グエン・タン・ズン氏が首相に新たに選出された。

(3) 政府に直属する機関は、中央省庁、これと同格の機関（国家監察院、国家銀行、政府官房、税関総局、観光総局、統計総局）、地方行政組織である。

ベトナムの司法省は、政府直属の中央省庁の一つとして設置されており、所管事項に関する法規範文書の起案、国会に提出される他省庁起案の法案の審査などを行っている。

また、ベトナムの地方行政単位は三層からなっており、最上位が省（プロヴィンス）⁷あるいは中央直轄市、その下に県（ディストリクト）⁸、省直轄市、市（中央直轄市の場合は特別区、県、市）があり、その下に街区、村、町（特別区の場合は区）が置かれている。いずれの地方行政単位についても人民評議会（地方議会の役割）及び人民委員会（地方行政機関の役割）が置かれている。

6 人民評議会と人民委員会（憲法第 9 章）

(1) 人民評議会は、「国権の地方機関であり、人民の意思等を代表し、地方人民により選出され、人民及び上級国家機関に対して責任を負う」（憲法第 119 条）機関であり、地方議会としての役割を持ち、その議員は住民の直接選挙で選出される。議員の任期は 5 年であり、人民評議会の議長及び副議長は議員の中から選出される。人民評議会の責務は憲法第 120 条に規定されているが、要するに、人民評議会は、憲法、法律及び上級国家機関の命令に基づいて、憲法及び法を地方において厳正に実施するための決議を行うとともに、社会経済の発展と予算の執行、地方レベルでの国防と安全、人民の生活条件の安定・向上のための措置について、上級機関から委任されたすべての責務を完遂し、国全体に対するすべての義務を履行するための決議を行うことが任務

⁷ ここでは、ベトナムの行政単位について、プロヴィンスを省、ディストリクトを県としたが、この訳については、前者を省、後者を郡とするもの、前者を県、後者を郡とするものもあり、確立した訳ではないことをお断りしておく。

⁸ 脚注 7 に同じ

である。

また、人民評議会議員は、人民評議会議長、人民委員会委員長及び委員、人民裁判所裁判官、人民検察院の長及び人民委員会の下部機関の長に対して質問をする権限を有しており、質問を受けた者は一定期間内に回答しなければならない（憲法第122条）。

(2) 人民委員会は、人民評議会により選出された委員長、副委員長及び委員で構成される「評議会の執行機関」であり、「憲法、法、上級国家機関の正式文書の命令及び人民評議会決議を実践することを任務としている」（憲法第123条）。

人民委員会の委員長は人民評議会議員から選出されることになっており、副委員長や委員は人民評議会議員である必要はないが、その選出には直近の上級人民委員会の委員長の承認が必要である。省や中央直轄市の人民委員会の委員長と副委員長の任命については首相の承認が必要である（憲法第114条3項）。

人民委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は人民評議会と同様である。

7 共産党

憲法第4条により、ベトナム共産党はベトナムの「全人民の利益を忠実に代表する」組織であり、「国家・社会の指導的勢力である」旨規定されている。

共産党と国家機関との関係については、一義的かつ安易にここで述べることはできないが、共産党の方針が国家機関の政策決定に少なからず（というより決定的な）影響を与えることは確かである。⁹

共産党の組織構造について簡単に触れておくと、党の最高意思決定機関は全国代表会議、いわゆる党大会であり、原則5年ごとに開催される。この党大会では前回党大会以後の活動総括や次回党大会までの基本方針の策定、中央執行委員の選出などが行われる。もっとも、党大会は5年ごとに開催される非恒常機関のため、党大会で選出された中央執行委員により構成される中央執行委員会が党大会開催前後の期間に実質的な活動を行っている。中央執行委員会では、中央執行委員の中から党の指導部を形成する政治局員などを選出し、この政治局員が中央執行委員会政治局を形成し、党の具体的な活動方針を決定している。また、政治局員のトップは書記長¹⁰である。共産党を含めた統治機構における通常の序列としては、書記長が第一位、大統領が第二位、首相が第三位、国会議長が第四位とされる。

なお、前記のとおり、2006年4月に第10回党大会が開催され、ノン・ドゥック・マイン書記長が再選された。

第3 ベトナムの司法制度

1 ベトナムの司法機関は最高人民裁判所及び最高人民検察院であり、両機関ともに憲法上に規定された司法機関である（憲法第10章）。

⁹ であるからこそ、冒頭の序で述べた、法整備や司法改革に関する共産党中央委員会決議が大きな意味を持っているのであるが。

¹⁰ この訳に関しては、ベトナム語の原義に忠実にすると総書記となるようであるが、他国の共産党における呼称に合わせて書記長とした。

最高人民裁判所及び最高人民検察院ともに最高機関である国会に直属し、それぞれの長たる最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官ともに憲法上は同格であり、いずれの長も国会に任免権限がある。

憲法第 10 章では、最高人民裁判所及び最高人民検察院の責務として、

憲法第 126 条

「人民裁判所及び人民検察院は、それぞれの機能の範囲内で、社会主義の合法性、社会主義体制、人民による支配、国家及び共同体の財産、人民の生命、財産、自由、名誉及び尊厳を保護する義務がある。」

との総則的規定を置き、第 127 条以下に最高人民裁判所及び最高人民検察院に関する規定を個別に設けている。

2 人民裁判所について

(1) 憲法第 127 条及び裁判所組織法により、ベトナムの裁判制度は、最高人民裁判所、下級人民裁判所（省（プロヴィンス）級人民裁判所及び県（ディストリクト）人民裁判所）及び軍事裁判所の 3 種類に大別され、人民裁判所の場合、「最高の司法機関である」（憲法第 134 条）最高人民裁判所の下、行政区分に応じて、省級人民裁判所、県人民裁判所が設置されており、3 級制が採られている。軍事裁判所の最高責任者は中央軍事裁判所所長であるが、これは最高人民裁判所副長官が兼務する。

最高の司法機関である最高人民裁判所の組織は、最高意思決定機関である最高人民裁判所裁判官評議会を頂点として、その下に専門裁判所として刑事裁判所、民事裁判所、経済裁判所、労働裁判所及び行政裁判所などが置かれ、そのほか司法行政を担当する事務局や裁判理論研究所なども裁判官評議会の下に置かれているという構造になっている。上記裁判官評議会は、2006 年 9 月現在で 13 名の裁判官により構成されており、法の統一的適用を図るため法規範文書である「指導通達」を發布し、下級裁判所の裁判における法律適用に関する指導を行っている。

現在、最高人民裁判所の裁判官は 107 名であり（2006 年 9 月現在）、下級人民裁判所と軍事裁判所も含めると、裁判官は約 3,300 人である。

裁判官の任命権に関しては、最高人民裁判所長官の任命権はすでに述べたとおり国会が有し、最高人民裁判所裁判官の任命権は大統領が有している。

また、従前、下級裁判所の組織管理は司法省が行っており、下級裁判所裁判官の任命権は大統領が有していたが、2002 年 10 月 1 日から改正人民裁判所組織法に基づき下級裁判所の人員や予算等の組織管理は最高人民裁判所の下に統一された。現在は、下級裁判所の裁判官の任命は最高人民裁判所内の **Judicial Selection Committees** の選考に従い最高人民裁判所長官が行っている¹¹。

(2) ベトナムの司法制度における審理は、原則として二審制であり、第一審裁判所の直

¹¹ 裁判官の任用制度については、「ICD NEWS」第 2 号掲載の丸山毅元当部教官にかかる研究報告「ヴェトナムの法曹養成制度及び弁護士制度の改革」に詳しい。

属の上級裁判所が控訴審を担当しているところ、ベトナムの控訴審は下級審の審理とは独立に審理をやり直す覆審制であり、控訴審が事後審である日本の制度とは異なる。

また、ベトナムでは、監督審制度¹²及び再審制度¹³が存在しており、大雑把に言えば、監督審は、裁判（判決、決定）の効力発生後、その裁判における重大な法令適用の誤りを是正する制度、再審は、裁判の効力発生後、実質的に内容を変更する必要がある、かつ、裁判所が裁判時に知らなかった新たな事実が判明した場合に事実認定の内容を是正する制度と言える。

このうち監督審は、日本にはない制度であるところ、申立権者は最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官等に限られており、当事者には申立権はない¹⁴。

その意味で監督審は日本の刑事訴訟法上の非常上告制度に類似していると言えなくもない。

もっとも、ベトナムにおける監督審は近時の統計（2004年10月から2005年8月末までの期間）では刑事以外の事案だけでも約650件もの多数にのぼっており、日本の2004年統計における最高裁判所の民事事件の上告及び上告受理事件判決数が約160件であるのに比べても非常に多い¹⁵。

- (3) ベトナムの裁判制度の特徴の一つとして、人民参審員制度がある。これは、第一審において裁判官と同等の立場で人民参審員が人民の代表として裁判に参加する制度であり、第一審裁判は裁判官1名及び人民参審員2名の合議体で審理を行い、評決は多数決により決し、判決を下す。

人民参審員は各級の祖国戦線委員会の推薦により当該級に応じた人民評議会によって選任されることになっており、共産党員や党の支持者が選ばれることが多い。

控訴審、監督審、再審は、職業裁判官のみで構成される。

3 人民検察院

- (1) ベトナムの人民検察院の構成は、裁判所の構成に対応して、最高人民検察院、省級人民検察院、県級人民検察院、軍事検察院という構成である。

最高人民検察院長官は、大統領の提案に基づき国会が任命する。最高人民検察院副長官は大統領に任命権がある。

¹² 監督審制度：2003年刑事訴訟法第6編第30章，2004年民事訴訟法第4部第18章

¹³ 再審制度：2003年刑事訴訟法第6編第31章，2004年民事訴訟法第4部第19章

¹⁴ 監督審は申立権者の異議申立てに始まるが、異議申立期間は、刑事では有罪判決を受けた者にとって不利益な申立ての場合は裁判が効力を発生した日から1年以内、民事では裁判が法的効力を有した日から3年以内とされており、理論上では当事者が裁判の内容に不満がなく裁判結果に基づいて活動していても、最高人民裁判所長官や最高人民検察院長官などが異議申立てをし、これにより監督審で元の裁判結果が覆り、かえって法的安定性を害してしまうこともあり得る。この意味でベトナムにおいては当事者の控訴申立期間が経過しても裁判は確定しない。もっとも、刑事事件に関しては、裁判に不満を持つ当事者から裁判所や検察院に異議申立てを促し、これにより申立権者が異議申立てをするというパターンも多いとのことであった。

¹⁵ 監督審決定数が多いのは、ベトナムに判例制度がなく同様の誤りを下級審などが繰り返してしまっているからであるとの指摘もあり、現在、ベトナムにおける判例制度の導入に関する提言が日本の判決書・判例整備共同研究会メンバーの御尽力により日越共同提言という形で行われる予定である。

人民検察院の役割は、

憲法第 137 条

「最高人民検察院は、検察権を行使し、司法活動を管理し、法の厳守、統一的遵守の保障に資するものとする。地方の人民検察院、軍事検察院は、法に定める各々の管轄範囲内で検察権を行使し、司法活動を管理するものとする。」¹⁶

と定められており、検察事務の遂行に当たっては、他機関からの干渉を受けることなく、検察権を行使する。もっとも、最高人民検察院長官は、国会会期中は国会に対し、休会中は国会常任委員会及び大統領に報告書を提出する義務があり、地方人民検察院長官は、当該地域における人民評議会に業務について報告し、人民評議会代表者の質問に回答する責任を負っている¹⁷。

人民検察院の責務と権限に関しては、従前は、最高人民検察院に各省、省と同等の機関、その他政府機関、地方政府機関、経済組織、社会組織、人民軍部隊が法を遵守するよう監督し管理する（いわゆる「行政監察」。）旨の責務を負わせており、これが人民検察院に多大な負担を課していたのであるが、脚注 5 記載の決議による憲法改正により、この行政機関等に対する人民検察院の広範な行政監察の責務が削除された。

この行政監察の責務の削除は、司法改革の一環として行われた改正であり、人民検察院の本来担当すべき検察権の行使をより強化させるために過大な負担を除去しようという趣旨によるものである。しかし、上記改正後も、人民検察院の司法活動に関する監督については、当面の間、人民検察院の責務と権限として残存することとされた。そのため、人民検察院は現在でも裁判の監督権限と責務を有しており、具体的には、確定裁判に対して法令適用の誤りを理由として監督審の申立てを行うこと、市民間の民事事件についても検察官が法廷に立会し、裁判を監督した上、裁判に誤りがあれば監督審の異議申立てを行うことが人民検察院の責務と権限とされている。なお、人民検察院は今後の方向性として基本的に公訴機関に特化して刑事事件への関与のみを担当することを目指しているとのことであり、司法活動に関する監督のうち民事事件への立会や監督審への関与などについて再考していくことになると思われる。

(2) 人民検察院の権限

上記のとおり、人民検察院は、行政機関が法を遵守しているか監督するという行政監察の責務から解放され、現在の人民検察院の権限としては、公訴を行うこと、捜査の適正を図り、裁判所の正当な法適用を監督し、判決の執行、身柄拘束機関の適正等につき監督すること、刑事訴訟法上で人民検察院に捜査権があるとされる犯罪の捜査を行うことが挙げられる。

第 4 ベトナム司法制度改革について

1 ベトナムでは、2005年5月及び同年6月、ベトナム共産党中央執行委員会政治局

¹⁶ 脚注 5 の決議により行政機関に対する法遵守監督機能が削られ本文のように改正された。

¹⁷ 上記 16 同様に、従前は地方人民検察院長官は法の施行状況について人民評議会に報告する義務を負っていたが、行政機関に対する法遵守監督機能が削られ本文のように改正された。

により、相次いで2つの政治局決議（48-NQ/TW, 24 May 2005 及び 49-NQ/TW, 2 June 2005）が発表された（以下、前者を48号決議、後者を49号決議という。）。

1992年憲法成立以降、ベトナムでは法治国家の構築に向けた具体的な方策が模索され、2000年以降、司法大臣を座長とし各国家機関や共産党を構成員とする委員会において、従前の法整備に関して立法政策の不統一性や立法能力不足、法実施機関の知識と人材不足など問題点の解析と指摘を行った報告が政府に提出され、あるいは、司法分野とりわけ刑事司法の改善を求めた共産党中央執行委員会政治局の2002年における第8号決議¹⁸が採択されるなどした¹⁹。

しかし、これら委員会報告や決議によりベトナム法制度の一部について改善が図られたとは言え、法制度整備や司法改革の大きな枠組みとしての方向性はいまだ明確になっていなかった。

こうした方向性を明確にしたのが48号決議であり、49号決議であった。

2 両決議のうち、48号決議は、ベトナムが今後進むべき法治国家への移行と市場経済体制の導入、確立という目標を掲げ、2010年までのベトナムにおける法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの法整備、法運用体制等の改善に関する方針について明らかにしたものであり、49号決議は、特に司法の役割を重要視し、裁判制度や検察制度の改革まで視野に入れた上、「Rule of Law」という文言を繰り返し使用し、その構築、発展を図ることを強調して、2020年までのベトナムにおける司法改革戦略について具体的な方向性と戦略を明らかにしたものである。

こうした48号決議及び49号決議が前記の8号決議とは別に改めて発表されたことは、ベトナム共産党が司法分野における改革、改善が遅々として進まないことに焦燥感を募らせたことの表れである反面、司法分野の改革、改善を国家の政策として極めて重要であると認識していることを示しているとも言える。いずれにしても、国家機関の政策決定に多大な影響を与えるベトナム共産党が、党の方針として、このような「法治国家の構築」に向けた「法の支配」の重要性に焦点を当て、とりわけ司法に関する改革戦略を明示したことの意義は極めて大きいと思われる。

特に、49号決議では、「1 I – 目標」として

「清潔、堅固、民主的、厳明で、正義を保護し、・・・人民にサービスし、ベトナム社会主義共和国に貢献する司法基盤を構築する。司法業務のうち、審理の効果的な進行とその効力の向上ということに力点を置く。」

などと、正義を守る司法、清潔で公明かつ民主的な司法を実現するという目標を示し、その達成のための指針として、

司法改革をリードするのは共産党であること

人民の人民による人民のための法治国家を構築すること

¹⁸ 「今後の司法活動における重要任務に係る政治局決議」（いわゆる2002年政治局第8号決議）。

¹⁹ こうした動きの中、脚注5記載の憲法の一部改正決議が行われ、立法面では、改正刑事訴訟法（2003年成立）、民事訴訟法（2004年成立）、改正民法（2005年成立）などの制定、改正が行われた。

国家権力の統一性に依拠しつつ各国家機関に司法権行使の役割を分担させること

社会の力を総合的に発揮すること

すべての司法機関，司法補助機関を人民の監督下に置くこと

ベトナムの実情に合わせて外国の諸経験を選択的に吸収すること

一貫性，重点的に迅速な司法改革を実現すること

を掲げ，共産党の指導の下，適正な司法権の行使，これに対する人民の監督を図るとともに，諸外国に学びながら全国的に司法基盤の構築を迅速に行うことを明らかにしている。

そして，司法改革の方向性としては，

民事刑事ともに法整備と法律体系を構築すること

裁判所を中心とする合理的な司法機関を形成すること

能力のある司法機関職員の養成

国民，世論による司法活動の監督強化

を挙げ，この方向性に向けた手段として，「2－司法改革のための各任務」以下において，

民事，刑事，司法訴訟手続における政策，法律の整備，改善

司法機関の組織，システムの機能，任務，権限の明確化，整備を行い特に人民裁判所の組織・活動の構築整備

司法補助機関における法整備

司法関係者の能力向上

民主主義の促進及び司法制度に対する人民選出機関の監督機能改善

司法分野における国際協力の強化

司法活動のための物的基盤の保障

などの具体的活動内容を明示し，司法改革を実行するため，各機関に対して具体的な活動，任務を明確にし，その実施を命じている。

例えば，人民裁判所については，明確に司法の中核に据えた上，法の統一的適用の責務が最高人民裁判所にあるとし，また，判例制度の承認，発展の方向性を示すとともに，「各判決文の公開化を段階的に実現する。」として判決集の発行，公開を促すなどしている。

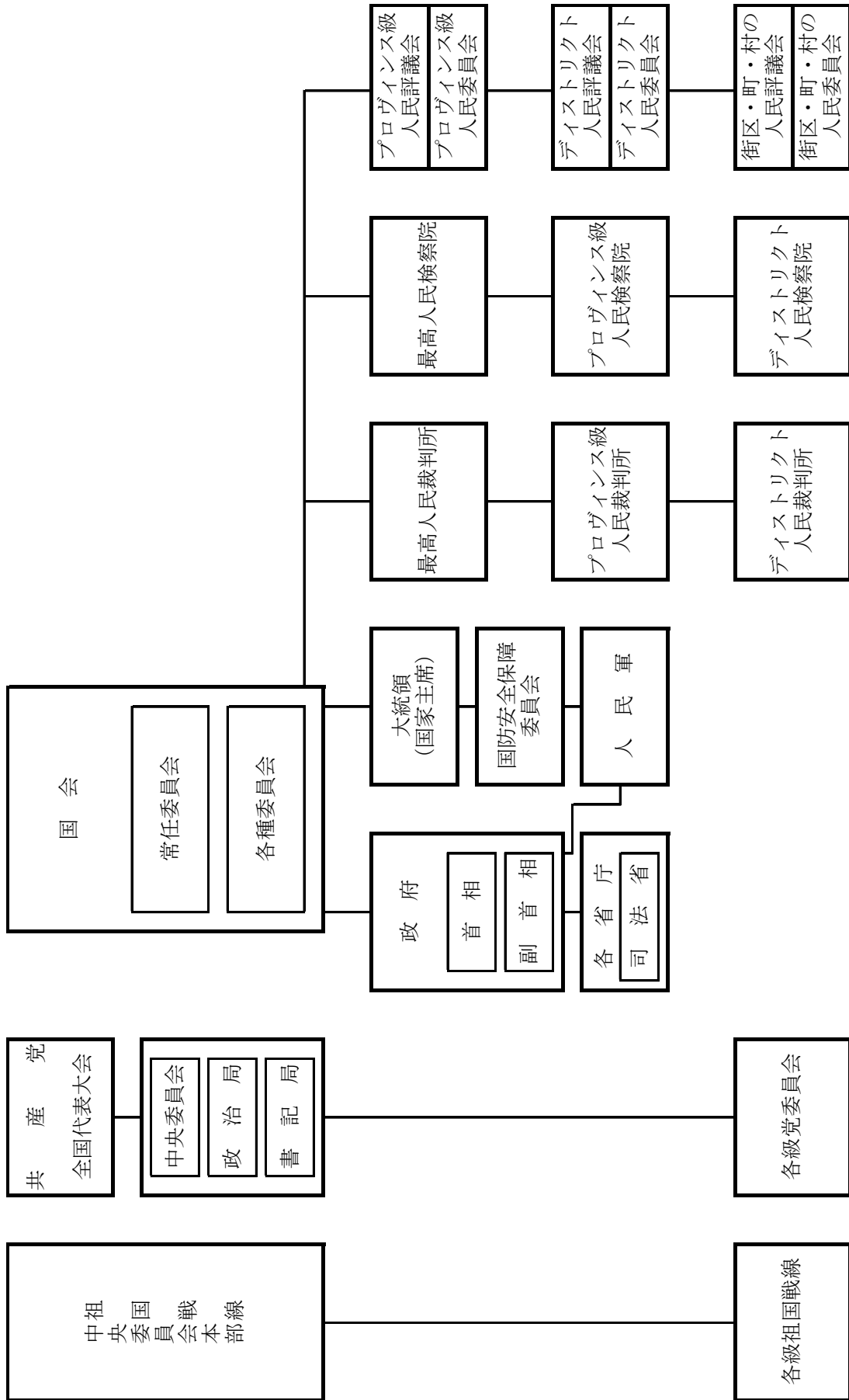
また，以上のような司法改革の方向性の下，ベトナム人民検察院では，従前の権限について行政監察の権限と責務を国家監察院に分担させるなどの権限の明確化と整備をさらに行う方針であり，民事活動における人民検察院の関与の見直しを行うほか，訴訟手続における弁論主義の強化を図る目的の下に手続法のさらなる改正を志向し，組織構造としても，人民裁判所及び人民検察院の従前の行政区画による組織体制の見直しと再構築，人民検察院の純粋な公訴機関化を模索するなどしており，着実に上記共産党決議

に基づく司法改革を進めていこうとしている²⁰。

2 こうした状況の下、ベトナムに対する法整備支援は、従前はどちらかと言えば法令の起草支援に重きが置かれていたが、上記48号決議及び49号決議の両決議案が2020年までの中長期的展望として「法治国家の構築」に向けた「法の支配」を掲げ、これに基づいて、ベトナム関係各機関の司法改革の遂行に関する機運の高まりもあり、次第に司法分野における人材育成や能力開発に移行しつつある。

今後のベトナムの法制度及び司法改革に関しては、上記両決議の趣旨を各国家機関で十分に斟酌し、実際に改革を実践し、実務にその改革内容を反映してベトナム全土において十分な法制度、司法制度の改革を浸透させていくにはなお相当の時間を要することは言を待たず、我が国として、ベトナム法制度及び司法制度改革の動向を十分注視し適宜検証を行うとともに、中長期的、少なくとも両決議が目標時期に掲げる2020年程度は見据えた上、その改革に必要な支援を継続して実施していく必要性が高い。

²⁰ ベトナム人民検察院を中心とした司法改革に関しては、次号に関連記事が掲載される予定である。



政治局決議

2010年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの方針について

ドイモイ事業を実施して20年近く経ち、党の指導の下、法律システムの構築と整備のための活動は重要な前進を遂げた。各法律文書の発行プロセスは、刷新された。多くの法典、法律、国会令が発行され、国家が法律によって経済、社会、安全、国防、対外といった分野を管理するための法的枠組みが一層整備されたものになってきた。社会主義の法権という原則は、段階的に高く掲げられ、実際に活かされてきた。また、法律の普及、教育活動は、かなり強化された。その進歩は党の路線の体制化に貢献し、国家の管理、運営の効力と効果を向上させ、経済を促進し、国の政治と社会を安定させた。

しかし、概観すると、我が国の法律システムはまだ一貫性がなく、統一性に欠け、実施可能性が低く、生活への浸透も遅い。法律の構築、改正のメカニズムはまだ非合理的な点が多く、刷新を重視したものとは言えず、整備したと言えない。法律と国会令の構築の進捗は、まだ遅く、各法律文書の質もまだ高くはない。また、ベトナムが参加する各国際条例の研究とその実施方法については、十分に関心が持たれていない。法律の広報、普及、教育活動の効果も限られたものとなっている。法律施行を保障する体制も欠ける点があり、脆弱である。

上記の問題点は、戦略的なビジョンのある包括的、総合的な法律構築プログラムを画定することができていないことによるものである。ゆえに、法律関係の幹部のレベルアップ、養成、そして法律に関する理論研究が、実際のニーズに追いつかない。法律の執行はまだ綿密性に欠ける。少なからぬ幹部、公務員、人民の法律に対する意識が、とても限られたものとなっている。

上記の状況を克服し、国の工業化現代化の各任務と要求に応えるため、今後2010年までの法律システムの構築と整備のための戦略と2020年までの方針の決定は緊急課題である。

I ー法律システムの構築と整備のための指導の観点、目標

1 ー目標

一貫的で統一され、また実施可能で、公開された、明白な法律システムを構築し、整備する。重視する点は、社会主義志向の市場経済体制を整備し、人民の人民による人民のためのベトナム社会主義法治国家を建設すること、法律の構築と執行のシステムを抜本的に刷新すること、社会の管理と政治的安定の堅持、経済発展、国際社会への参入、清潔で強固な国家の建設、人

権と公民の自由，民主の権利の実現に貢献するため，法律の役割を活かし効力を発揮させ，我が国を2020年までに現代的な工業国家にすることに寄与することである。

2－指導の観点

2.1 一党の路線を正しく十分に，そして遅れずに体制化し，人民の人民による人民のためのベトナム社会主義法治国家建設に関する憲法の各規定を具体化する。人権，公民の自由，民主の権利を保障する。社会主義志向の経済を構築し，文化・社会を発展させ，国防，安全を堅持する。

2.2 内在する力を大きく発揮して国際社会に積極的，自主的に参入し，国家の独立，主権，安全を固持し，社会主義志向であることを基礎とした上で，各国際合意事項を充分に実施する。

2.3 まずベトナムの実情を出発点とし，同時に外国の法律構築と実施に関する経験を選択的に受け入れる。民族の文化アイデンティティ，良好な伝統と法律システムの現代性を調和，結合させる。

2.4 法律の構築，整備の過程及び法律執行の過程において，民主性を発揮させ，法制を強化する。

2.5 行政改革，司法改革と歩調を揃い，堅実に進める。数量と質を重視し，重要視する点，重点を設定する。法律の効力，効果，施行を保障するための各条件を予測する。

II－法律システムの構築，整備の方針の決定

1 政治システムの中の各制度の組織と活動に関する法律を構築し整備することは，人民の人民による人民のためのベトナム社会主義法治国家建設というニーズに符合していなければならない。

1.1 一党の指導方法を刷新し，整備することを続け，憲法と法律に合った党の活動を保障し，国家と社会に対する党の指導的役割を増強し，国家の管理，運営の効力と効果を向上させ，（祖国）戦線と各人民団体の積極性，主体性，創造性を発揮させる。

1.2 ベトナム社会主義法治国家を構築，整備する。「国家権力は統一されており，立法，行政，司法の各権利の実施においては各国家機関間で分担，連携する。」と憲法が規定する原則を，充分に具体化する。法律施行の効力，効果を向上させる。これは，2020年までの党と国家が最も重要だとする任務の中の一つである。

1.3 国会の組織と活動に関する法律を構築、整備し、立法活動の速度を進め、質を向上させ、法律システムの民主性、法制性、公開性、明白性をより良くすることを保障する。そのような中で、法律は、日増しに中心的位置を占め、各社会関係を直接調整するようになってきた。中央と地方への統一的な法律文書の構築、発行、公布のプロセスに関する法律を整備する。これを、国会が法律を発行し、国会常務委員会による国会令の発行を徐々に減少させる方針で行う。政府は法律施行要綱を発行する。地方政権の法律文書発行の権限を徐々に制限する。効力の出た即日から法律が施行されることを保障するシステムを確立する。

人民が選出した機関の活動における民主の原則を体制化し、人民が、法律の構築活動に積極的に参加し、国家公務員や各機関による法律施行を様々な形式によって監視できるよう保障する。国家の最高監察、法律と憲法を保護するメカニズムに関する法律を整備する。

1.4 各国家行政機関の組織、幹部そして活動に関する法律の構築、整備を国家行政改革の目標とニーズに合致させる。今後2010年までに、行政機関が企業の主管となる役割を抹消し、行政機関が法律に従った国家管理機能を集中的に、良好に行うことができるようにする。公的サービスの幾つかの社会化を促進する。行政手続、特に人民と企業の権利と利益に直接関連する手続を簡素化、公開、明白化する。

申立て、告訴に関する法律を整備し、違法な行政決定と行政行為が共に発見され、裁判所に提訴され得ることを保障する。また、申立て、告訴の手続、各行政事件の解決手続を刷新する。人民にとって公開され、簡単、便利となり、同時に行政管理の透明性、効果を保障する方針で行う。

調査、検査の実施と活動に関する法律を整備し、すべての国家管理活動が政府の調査、検査を受けることを保障する。同時に調査、検査が行政機関と企業の活動に困難を与え、迷惑をかける状況を克服する。

公職、公務に関する法律を発行する。国家機関、公務員は法律で許されて何のみをすることができるのか明確に規定する。幹部、公務員の種類ごとの職業上の道德基準と幹部、公務員に対する評価、褒賞、処分の基準システムを構築する。

汚職対策法を早期に発行する。企業、組織のトップの人間が、直接管理する幹部が公務を実施する際に行った重大な法律違反行為について責任を負わなければならないという原則を実現する。

2020年までに、各行政機関のシステムの組織と活動に関する法律は、マクロな管理、運営機能を政府に集中させ、国家最高行政機関の役割を正しく実施するという方針で整備される。政府が、法律施行、管理の過程で発見されたすべての重大な違反に対する、司法手続による審理、処理を要求する権利を行使するために、法理システムが形成される。各省、分野、各レベルの人民委員会の組織と活動に関する法律を構築する。

1.5 各司法機関の組織と活動に関する法律の構築、整備は、司法改革戦略の目標、方向

性と合致する。各司法機関, 司法官職のための法的責任と司法能力を正しく十分に規定する。

人民裁判所の組織と活動に関する法律の整備が重点となる。独立した, 法的に正しく, 迅速, 厳明な裁判所を保障する。二審制の原則に合致するよう, 一審裁判所と二審裁判所の審理の権限の境界を定める。地方人民裁判所の管理システムを, 審理における各レベルの裁判所間の独立性を保障する方針で整備する。

司法活動の起訴, 検察の機能の良好な実施を保証する方向で, 人民検察院の組織と活動に関する法律を整備する。将来, 公訴院となることに向けて研究する。

捜査機関の組織と活動に関する法律の構築と整備は, 端緒の簡略化の方向で, 偵察, 初期操作と捜査機関の訴訟活動との間を綿密に結合させる。

判決執行の各領域すべてを調整する判決執行法を構築する。司法省は, 政府が判決執行を統一的に国家管理することを補佐する機関と規定する。判決の執行業務を一步一步社会化する。

人民, 企業の法的補助に関する多様なニーズに, ますます十分に便利に対応する方向で, 司法(弁護士, 公証, 鑑定, 司法警察・・・)補助に関する法律を構築, 整備する。司法補助の各業務の社会化を強く実施する。国家管理と各職業社会組織の自主管理を結合させる。

司法訴訟の各手続を, 民主, 平等, 公開, 明白, 綿密, 便利で, しかも司法活動に対する人民の参加と監査を保障する方向で, 強く改革する。各審理公判における訴訟での争いの質を保障し, 裁判所における争いの結果を, 判決を出すための重要な根拠とすることが, 司法業務の質を向上させるための突破口となると考える。行政裁判所の審理の権限を各種の行政訴訟すべてに対するものと拡大する。

2 一人権, 公民の自由, 民主の権利の保障に関する法律の構築と整備

民事, 政治, 経済, 文化・社会の分野における人権, 公民権に関する, ベトナムが参加している各国際条約, 法律を, 早期に, 構築し, 一貫的に発行し, 実施することにおける, 各国家機関の責任に関する法的基盤を強化する。

公民の合法的権利, 利益に対する国家の保護制度, 特にその各権利の保護における裁判所などの国家機関の責任制度を整備する。公民の合法的権利と利益へのすべての違反行為を厳明に処理する。冤罪, 間違いの処理における問題点を克服する。国家賠償に関する法律を緊急に発行する。民主の権利の実施における公民の責任, 権利と, 共同体の規律, 秩序の維持, 保障における国家の責任を明瞭に規定するために, 団体の設立とデモに関する法律を構築する。

人民が選出した各機関の監視の権利、各機関、幹部、公務員の活動に対して公民が直接監視、検査する権利に関する法律を整備する。人民が国家の公務に参加するために、直接民主の各形態を拡大する。国民投票に関する法律を制定する。

3－民事、経済に関する法律の構築、整備。重点は、社会主義志向の市場経済体制を整備することである。

今後、2010年までとその年以降、引き続き社会主義志向の市場経済体制を整備する。重点的な経済の法律分野のいくつかに集中し、国の工業化、現代化、そして国際経済への参入というニーズに応える。

経営の自由権、所有に関する法律を構築、整備する。国家の所有主と他の所有主の法的責任、そして所有権の保障と所有権の制限のメカニズムを明瞭に規定する。公民は、法律が禁止しないすべてのことを行うことができるという原則に従い、経営の自由の権利を保護するメカニズムを整備する。公民が積極的に、すべての潜在力と底力を集め、生産、経営を発展させ、自分自身と家族の生活の質を向上させることで、国を豊かにすることに貢献するための法律基盤を築く。健全で平等な、そしてWTOや他の各国際公約の原則と合致した、競争のための法的環境をつくる。どの経済セクターに属す企業にとっても共通となる一つの法的枠組みを構築し、経営権の特別権と独占権を廃止し、投資環境を改善する。段階的に、国内投資と外国投資に対して適用する法律を統一する。契約締結当事者の合意を尊重し、社会道徳に反せず、共同体の秩序を犯さず、また、国際通商の習慣、通例に整合するという方針に従って、契約に関する法律を整備する。破産に関する法律を抜本的に刷新する。

各市場を一貫的にするための法律を構築する。土地使用権を含んだ不動産市場の形成と発展のための法的基盤を築く。外国在住のベトナム人とベトナムに投資する外国人のために、不動産市場を段階的に拡大する。

就職活動、仕事の紹介の形式、労働者の採用の形式を多様化し、知識レベルの高い労働市場の拡大を奨励する方向で、労働市場の形成と健全な発展のための法的環境を整備する。労働者と労働使用者の合法的な権利と利益を保障する。

知的所有権を保護する法律を整備する。WTOとベトナムが参加する各国際条約の要求に合致する知的所有権を保護する対象の範囲を拡大する方向で、科学・技術市場を形成し、発展させる。

金融・信用の経営における安全に関する国際基準と体制を適用した、一貫的な法的枠組みを形成する。そして、銀行の活動のための健全で平等な環境をつくり、システムは安全という原則の上で信用活動の競争を奨励する。

証券市場に関する法律を整備する。

公的な財政に関する法律を整備する。中央の予算と地方予算の歳入源と歳出のメカニズムを明瞭に規定し、歳出制度を統一する。国家予算から支出する資金の投資メカニズムを明確化し、効果的に使用する。住民、共同体から徴収された各資金、財政の形成、管理、使用について公開し、明白にする。より安定し、簡素化させる方向で、税に関する法律を引き続き改革する。税率は、国際経済と地域経済、そして他の関連する国際条約の制度に合致し、それらを計算に入れるものとする。

経済・技術（建設、電力、郵政・遠距離通信、食糧の安全保障、獣医、水産・・・）の各専門分野に関する法律を統一的に作成する。その分野の発展と管理に関連する経済・技術の原則、条件、基準を表すものとする。

資源と環境に関する法律を整備する。緻密な管理、持続的な開発、天然資源の使用と保護との調和、結合を保障する原則に従って行う。

4－教育・訓練、科学・技術、医療、文化・情報、スポーツ、民族、宗教、人口、家族、子供、社会政策に関する法律を構築、整備する。

文化・社会（教育・訓練、科学研究と技術開発、衣料、文化、芸術、スポーツ・・・）の分野における社会化政策を体制化する。同時に、分野ごとの目標にふさわしく国家が適切に管理、調整、投資することを保障する。貧困者と生活などが困難な人に対する必要な補助政策も行う。

教育・訓練は、最重要な国策であるという考え方を体制化する。「教育の標準化、現代化、社会化」を実現し、学ぶ社会を構築し、教育の質を向上させる。教育に関する国家管理の統一を明確にする。同時に、学校、教育機関の自主権と自ら責任を負うことを強化する。公立と公立でない〔教育〕訓練形態との間が平等になるようにし、健全な競争を奨励する。

科学と技術に関する法律を整備する。新しい科学の分野、ハイテク分野（例えば、情報、電子取引、生物医学、農作物、畜産動物の品種の遺伝子保護、・・・）の開発を奨励する方針で行う。科学、技術、知識経済の開発の成果を創造し、応用することを奨励する。幾つかの大学が、国家の重点科学研究センターや訓練センターとなるための法的基盤を造る。知的所有権の保護政策を良く実施し、優秀な研究の功績がある科学者に対しては特別待遇する。

民族、宗教に関する法律を構築、整備する。全民族大団結を基礎とした上で、各民族、宗教の同胞の団結を強化する方針とする。各民族の共同体が平等で、団結し、互助し合い共に発展する、それぞれの民族が文化のアイデンティティと良好な伝統を維持し発揮する、と

いう政策を包括的に体制化する。信仰の自由、文化に関する良好な面を発揮すること、宗教の道徳に関する公民の権利を保障する。民族、信仰、宗教の問題を、刺激して民族大団結の分裂を起し国家の安全に損害を与える目的で利用することを厳しく禁止する。

先進的で、民族のアイデンティティーの濃厚なベトナム文化を保存し、発展させるための法律を構築、整備する。文化は、国の発展の原動力となる精神の基礎となるものであり、すべての文化活動は、全面的に発展したベトナム人を構築することに向いているという考え方に従う。統一された法的基础を築き、文化、文学芸術を創造活動とそれらの価値を享受することの自由と民主を保障する。民族の文化遺産の保護、発揮のために社会のより多くが参加し、より効果的になるようにする。有害情報がある文化商品の流通を阻止する。

新聞雑誌と出版に関する法律を整備する。法的責任、社会的責任の制度と、新聞制作者、出版社の人の職業道徳に関連した、新聞雑誌、出版の自由の権利を保障する方針とする。新聞雑誌、出版活動に対する国家管理の効力を強化する。

人民の健康ケア、保健に関する法律を構築、整備する。公民が質の良い医療サービスに接し、使用できる条件を得ることを保障する方針とする。基礎医療網の発展、科学技術とハイテクを、進歩させて医療活動に応用するための法的基础を築く。国家医療と民間医療を平等にする。医療、薬、人口、家族、子供の保護、ケア、教育、身障者に関する職業に就く人の職業業務に関する法律を整備する。

どの公民も各種公共サービス、医療保険、社会保険、社会救助、飢餓撲滅、貧困軽減といったサービスに接しこれを享受できることを保障するために、社会平等に関する各政策を体制化する。政策対象者に対する社会優遇に関する法律、消費者保護に関する法律、社会で安心して生きることを保障するための失業保険基金の設立。

5－国防、国家安全、社会秩序、安全に関する法律の構築と整備

今後、2010年までに、国防、安全に関する法律システムを整備する。全民の国防、人民の安全のための陣営を堅固に構築することをめざす。社会・経済の発展と、国防、安全の潜在力、祖国防衛における公民の権利と義務の強化と構築との関係を体制化する。国家、領海、領空の国境に関する法律、人民武装部隊の組織、活動に関する法律を整備する。

犯罪防止対策に関する法律を整備する。各法律保護機関を設立することが中心となる方針である。そして、犯罪の発見、防止、阻止において、全社会の強い力を発揮する。刑事政策を整備し、予防効果を高めるというニーズに応える。死刑を制限し、収監刑を減少させ、罰金の適用を拡大する。あまり重大ではない種類の罪に対しては、身柄拘束しないで更生させ

る。売春、麻薬 HIV/AIDS のような社会弊害の防止、対策に関する法律を整備する。

2010年以降、民事防衛、教育、国防、国家安全に関する重要な目標の保護、テロ対策・・・などに関する法律を新たに構築する。

6－国際社会参入に関する法律の構築と整備

経済、貿易、投資、国際金融、知的所有、税関、環境保護などの各分野で、引き続き各国国際条約を締結し、加入する。同時に、国際通例とベトナムが参加する各国国際条約に合致するための法律文書の検査、改正、補充若しくは新たな発行を促進する。

国際経済に参入する過程における自主独立経済を保護するための体制と法律文書の構築を優先する。WTO 加盟のための要求に従って、緊急に法律を検査し整備する。ASEAN との各公約を執行し、2006年 AFTA に充分に参加し、2020年のアジア経済共同体を目指す。

国際通商の習慣と整合性のある経済紛争解決に関する法律を整備する(仲介、和解)。司法共助に関する多国間国際条約、特に各判決文、裁判所決定、商業仲裁の決定の公認と執行に関連する各条約に参加する。

国際テロ対策、国際的な組織犯罪対策、資金洗浄対策、汚職対策、各司法相互支援協定に関する国際公約を締結し加盟する。安全、社会秩序、社会の安全に関連し、我が国が加盟した国際条約を内律化〔←訳者注：ベトナム国内でその条約実施のために法律を整備することと思われる〕することを重視する。収監刑の判決を受けた人の引渡しと犯罪引渡法を早期に発行する。

III－各（問題）解決方法

1－法律構築に関する（問題）解決方法

1.1-法律構築、整備のために優先的に投資する必要がある重点分野を決定する。(年次及び任期全期間の)国会の法律、国会令構築プログラム、そして政府の毎年の法律文書構築プログラムにおいて、最も意義のある重要な分野を幾つか決定し、段階的な社会・経済の発展のための突破口となる力を作り出す必要がある。そのようにして実施可能性の高い各法律、法典を早期に構築し、発行するために力を優先的に集中させる。

各省庁、各分野の関係機関は、自分の省庁や関係機関が管理する分野に、この戦略の方針に合った体制を優先的に構築する必要がある。

1.2 –法律の草案作成と発行を迅速に行うため、法律の発案から法律の可決まで、法律構築のプロセス、手続を抜本的に刷新する。

各法律案、国会令案は、メカニズム、解決方法、執行を保証する源となる力に関して明瞭な説明がある時のみ審議され可決される。関連する法律を大きく改正するために、一つの法律を発行する方法を早期に展開する。ベトナムが参加する各国際条約を「内律化」するメカニズム、プロセスを明瞭に規定する。

1.3 –国会の立法能力とレベルを向上させる。法律を理解し、知識レベルの高い、専任の議員を合理的な比率で増やす。国会議員による法律発案の権利の行使を保障するメカニズムを確立する。法律、国会令の案の審査、準備において、民族評議会と国会の各委員会がその役割と責任を果たす。審議方法、法律、国会令の可決方法についてより強く刷新を続ける。

国会常務委員会の法律、国会令の説明活動を強化する。

法律構築の指導における政府と各大臣の責任を強化する。政府は、考え方、政策的な問題と異見の多い分野の問題を集中的に討議し決定する。憲法、法律との整合性、法律システムの統一性を保障するために、各省庁と地方機関が交付した法律文書に対する検査を強化する。

法律構築するための国会、政府、省庁の業務を補佐する組織を強固にし、能力を高める。省庁、地方の法制部門を強化する。国会の立法研究所を設立する。

1.4 –法律構築における専門分野の研究組織、機関の役割、責任を強化する。ニーズの研究、評価、法律政策の策定、各法律文書の草案作成、査定、草案審査に参加する、各協会、経済組織、社会・職業組織、そして優秀な専門家を吸収するメカニズムをつくる。法律規范文書の発案、草案に対する社会的抗弁と人民の各階層からの意見収集のメカニズムを特定する。

1.5 –法律構築の方法、手段を現代化する。科学、技術の成果を最大に開発、応用する。特に法律構築プロセスの方法、速度、質を刷新するための情報技術。法律に関する国家データベースの構築とその効率的開発。

1.6 –官報に関する法律を整備する。すべての法律文書、ベトナムが参加する国際条約、共に適用される効力のある行政文書は、迅速に、十分に、正確に官報で発表される。

1.7 –判例、習慣（国際通商の習慣、通例を含む）、そして、各職業協会の規則の利用、開拓の可能性について研究することは、法律の補充と整備に貢献する。

2－法律実施のための問題解決

この決議における各法律施行機関の組織と活動に関する法律の整備と行政改革、司法改革に関する問題解決とを綿密に、統一的に連携する。

2.1－法律教育普及と情報のシステムの発展させ、長期的な法律教育普及に関する国家プログラムを構築し展開する。国家法律情報センターを設立し、法律情報ネットワークを発展させる。各組織、個人が、情報サービスや人民の多様なニーズに応えるための法律サービス、コンサルタント、法的支援の発展に投資することを、奨励する。社会化の路線に従って、貧困者と政策対象者への法的支援活動を促進する。国際組織と各国家、まず何より ASEAN 加盟国の組織との法律情報交換を強化する。

2.2－特に司法改革戦略の内容に従った裁判所の審理業務について、司法機関の活動と組織を改革する。

2.3－各国家機関の活動における規律、規則を重視する。公務員、公務の検査の効果と能力を向上させる。官僚主義、汚職、浪費対策を促進する。すべての汚職行為は早期に発見され、法律に従って厳明に処理されなければならない。

2.4－法律業務に携わる幹部、公務員の人材の数と質を保障する。法律幹部の養成に対する国家管理を刷新し、ハノイ法律大学とホーチミン法律大学を法律幹部養成に関する重点大学とする。国家行政管理幹部、特に各省庁の機関の法制幹部には、法律の最新の知識を常に養成する。司法官職の養成業務を刷新し、司法官職の使用、配置転換のニーズに応える。各司法官職への職業道徳教育を重視する。技術的物的基盤をレベルアップし、司法官職養成、法律養成機関における設備を現代化する。

2.5－国内と外国の資金力を調達する。戦略内容と目標を実現するためにその（資金）力を管理し効果的に使用する。

IV-実施組織

1－2010年までの法律システムの整備と構築戦略、そして2020年までの方針の実施は、政治システム全体にとって重要な任務である。特に国家組織と中央から地方までの党の組織にとって重要な任務である。

決議を実施するための国家指導委員会を設立する。国家指導委員会は、決議を期間を区切って実施するプログラム、計画、プロジェクトへと具体化する責任がある。

2－国会の党団体は、長期的や年次の法律を構築するプログラムの作成を指導する。その際には、段階ごとに法律構築分野それぞれに優先事項、重点を設ける。そして、法律構築の進捗状況と質が保障されるよう綿密に監査する。

3－立法と規律制定計画、法律教育普及、法律施行組織、人材養成のためのプログラムを構築する政府党幹事委員会と司法幹事委員会は、この決議の法律システムを整備するという要求に合致させてそれらプログラムを構築する。同時に、それらは、政府の行政改革総合プログラムに綿密につながったものでなければならない。

4－中央軍事党委員会、中央公安党委員会、最高人民法院党幹事委員会、最高人民検察院党幹事委員会は、この決議に根拠を置いて、自分の分野、自分のレベルの各任務に対応した適切な期限までに展開するための具体的な行動計画の構築と実施を司法改革に要求する。同時に、各分野との連携活動についてもより一層の責任を持つ。

5－各レベルの党委員会は、決議の内容を貫徹、具体化し、それぞれのレベルでの各分野において効果的に実施する必要がある。同時に、党の建設と綱紀粛正を並行して行う。

6－国家指導委員会は、決議内容の実施について、常に監査、検査し、定期的にこの決議の実施に関する政治局の報告を行う。

受取者：

- －各省級共産党委員会
- －党の各委員会、党幹事委員会、党支部団体、
中央直属の党支部、
- －党中央執行委員会委員の各同志、
- －中央事務局保存

政治局代表

書記長

ノン・ドク・マイン

2005年6月2日, ハノイ

49NQ/TW 号

政治局決議

2020年までの司法改革戦略について

これまで、党の各決議内容の実施、特に「今後の司法業務におけるいくつかの重点任务について」という、2002年1月2日に発行された政治局の決議 08NQ/TW 号の実施については、司法改革が各レベルの党委員会、党組織により指導され、しかも固い決意を持ってなされたため、多くの成果を出した。司法業務に対する認識や関心は、良い方向に大きく変化した。司法業務の質も、一步向上し、政治的安定、社会の治安維持、そして、経済発展と国際社会への参入のための安定した環境づくり、祖国の建設と防衛に貢献した。

しかし、これらの成果は、初期的な一步であり、最も緊急な課題に集中したばかりである。

司法業務は、まだ、大きな限界をあらわにしている。刑事政策、民事法律の制定、司法訴訟に関する法律には、多くの（整備の）遅れがあり、改正、補充が遅い。司法機関の組織、機能、任務、業務メカニズムが、まだ不合理である。司法幹部組織、司法補助組織も不足している。一部の幹部の業務レベルと政治的素質は、まだ脆弱である。幹部の一部には、品位や職業に関する道徳と責任から程遠い者までがいる。捜査、逮捕、勾留、起訴、審理において冤罪や間違いが起こっている。司法機関の業務の物質的基盤と手段は、まだ不足しており、時代遅れとなっている。

上記のような限界の面とともに、司法改革の任務は、多くの試練に直面している。犯罪は、複雑に変化しつつあり、しかもその性質と影響は日増しに重大になりつつある状況である。

各行政訴訟、民事、経済、労働訴訟、各種異議申立て、外国要素のある訴訟、紛争は、増加し、複雑化、多様化する傾向にある。公民と社会の司法機関に対する要求は日増しに大きくなっている。司法機関は、正義と人間の権利を保護するための人民の本当の拠り所、そして同時に社会主義法制と法律を保護するための友好な道具となって、各種の犯罪や違反と効果的に闘わなければならない。

国の発展と保護という任務、ベトナム社会主義法治国家を建設するというニーズのためには、立法業務の刷新と行政改革プログラムのプロセスに整合した、2020年までの司法改革戦略を公布し実施しなければならない。

I - 司法改革の目標と考え方

1 - 目標

清潔、堅固、民主的、厳明で、正義を保護し、一步一步現代化し、人民にサービスし、ベ

トナム社会主義国に貢献する司法基盤を構築する。司法業務のうち、審理の効果的な進行とその効力の向上ということに重点を置く。

2－考え方

2.1－司法改革は、党の綿密な指導の下に位置付けられ、政治的安定と人民の人民による人民のためのベトナム社会主義法治国家の本質、国家権力は統一されており、立法、行政、司法の各権利を行使の際に各国家機関が連携、分担することを保障しなければならない。

2.2－司法改革は、経済・社会の発展のためのニーズと平等で民主的、文明的な社会の建設というニーズを起点とする。そして、経済・社会発展の促進に貢献する。また、立法業務と行政改革の刷新と密接につながるものとする。

2.3－司法改革のプロセスにおいては、全社会の総合力を発揮する。各司法機関、司法補助機関は、住民に選出された機関と人民の監査の下に置かれなければならない。

2.4－司法改革は、民族の法的な伝統とベトナム社会主義の司法基盤の成果を継承していなければならない。外国の諸経験を、我が国の背景と国際社会への自主的な参入というニーズに合うように選択的に受け入れる。そして、将来の社会の発展の傾向に対応できるようにする。

2.5－司法改革は、緊急に、統一的に、重点、重視する点を置いて、確実に一步一步進まなければならない。

II－司法改革の方向と任務

1－方針

1.1－刑事と民事の法律、政策の整備は、社会主義志向の市場経済、人民の人民による人民のためのベトナム社会主義法治国家の建設に合うものにする。そして、司法訴訟の各手続を整備し、統一性、民主性、公開性、透明性、人権の尊重と権利の保護を保障する。

1.2－各司法機関と各司法補助の制度を、組織機構と条件、手段について合理的、科学的、現代的に組織する。その中で、裁判所を中心に位置付け、審理を重点業務であると明確にする。司法補助業務を強力に社会化する。

1.3－司法、司法補助の幹部組織を構築する。特に司法官職については、法的責任と権限を高め、一人一人に対する政治性、品性、道徳、業務の専門性、経験、社会的知識に関する

基準を具体化する方針とする。そして、いくつかの職務における試験採用制度の実施を目指す。

1.4 一党の指導の刷新と強化、そして、民が選出した各機関、公論、人民による司法業務の監視の役割を發揮する。

2 司法改革のための各任務

2.1 刑事法、民法、刑法と政策、そして司法訴訟手続を整備する。

法律システムの構築と整備のための戦略目標に合った司法分野に関連する法律システムを早期に整備する。刑事政策の完成と司法訴訟手続の整備を重視し、犯罪者の処理においては、犯罪予防効果を高め、善の方向に向くようにする。自由刑を減らし、若干の種類の犯罪に対しては罰金刑の適用と身柄拘束しない更正的刑罰の適用を拡大する。死刑の適用を制限し、わずかな種類のいくつかの特に重大な犯罪に対してのみ適用する方針とする。幾つかの種類の犯罪においては、最高の刑罰が過度に重いスキームを軽減する。経済関係と民事関係の刑事事件化の状況と犯罪の取り逃しが出る状況を克服する。経済・社会、科学、技術の発展、そして国際社会への参入の過程において新たに出現する、社会に対して危険な行為に対する犯罪を規定する。

法律を執行する権限を持つ人、犯罪を犯すために職務や権限を利用した人の犯罪に対する刑事責任をより厳しく規定する。地位の高い職務に就いているにもかかわらず、職務や権限を利用して犯罪を犯した場合、更に一層厳しく処理しなければならない。他の人の鏡（見本）とするためである。

人民、機関、民衆の各組織が汚職の発見と防止において、力を發揮するシステムを構築する。汚職行為を、誠実に発見する人、告発する人、捜査する人、起訴する人、審理する人を保護する。汚職防止対策において、功績のあった人に褒賞を与える。各汚職行為の阻止、検査における機関、組織の最高位の人の責任を重くする。

民事法を整備し、取引に参加する際の個人と組織の合法的な権利と利益を保障し、各民事関係の健全な発展を促進する。契約、賠償、弁済の制定を整備する。

捜査員、検察官、裁判官に任務の主体的な執行と、自分の各訴訟の行為と決定に関する、法の前の責任強化と独立性の向上のために彼らの権利と責任を増強する方向で、司法訴訟における、行政管理の権限と司法の責任と権限の区別を明確にする。拘留の根拠を明確にする。幾つかの種類の犯罪に対する拘留という手段の適用を制限する。拘留の手段の適用を決定する権限のある人の範囲を縮小する。

監督審、再審の手続を段階的に整備する。それは抗議の根拠を綿密に規定し、また、既に法的に効力のある裁判所の判決文又は決定に対する抗議を出す人の責任を規定するという方針とする。抗議があちこちで起こっていたり、根拠が不足したりする状況を克服する。ある

一定の条件を満たす裁判の事件に対しては、手続を簡略化したシステムを構築する。

民事訴訟手続を引き続き整備する。各当事者が、主体的に証明する根拠を収集し、自分の合法的な権利と利益を保護することができるための条件を整えるために国家側からのサービス形態の実施とその発展について研究する。各司法機関の中の行政手続を刷新し、人民が正義にアプローチするための便利な条件を形成することを目指す。人民は、裁判所に申請書を提出するだけで、裁判所には、申請書を受け取り、受理する責任がある。幾つかの紛争を、交渉、和解、仲裁を通して解決することを奨励する。裁判所は、その解決を公認決定することによって補助する。

各行政訴訟に対する裁判所の審理権を拡大する。裁判所における各行政訴訟の解決手続を強く刷新する。人民が訴訟に参加するための便利な条件を整え、裁判所の前での、公民と公権力を持つ機関との間の平等を保障する。

各判決文の公開化を段階的に実現する。しかし、国家の安全を侵犯する罪に関する刑事判決文又は醇風美俗に関する判決文は除く。裁判所のすべての判決文には効力があること、法律は執行されなければならないこと、違反した各行政機関は裁判所の判決に従った処理は厳正に執行されなければならないこと、を保障するシステムを構築する。

2.2-1 司法機関の組織、システムの機能、任務、権限を明確にし、整備する。特に人民裁判所の組織と活動を構築、整備することに重点をおく。

人民裁判所システムは、審理の権限に従って実施されるのであり、行政機関に付属しない。それは、次のものからなる。県（ディストリクト）レベルの一つ又はいくつかの行政機関における第1審裁判所。第2審裁判所の主な任務は、控訴審の審理といくつかの第1審の審理である。上審裁判所は、控訴審を審理する任務がある。最高裁判所は、それまでの審理を総括する任務がある。そして、法律を統一的に適用し、判例を発展させる手引きを行い、監督審、再審を審理する。専門的に責任を持つ裁判所の設立は、それぞれのレベルの裁判所、それぞれの分野の審理の実際に根拠をおかなければならない。最高人民裁判所の組織の刷新では、裁判官の組織をコンパクトで精鋭化されたものにする方針である。そのようにして裁判官は、法律に関する第一人者の専門家であり、その分野で経験のある人であるようにする。

軍人の義務、責任を侵犯する罪に関する事件、軍事機密に関連する事件を主に審理する方向で軍事裁判所の審理権限の範囲を研究し、合理的に規定する。

審理の公判の実施を刷新する。訴訟を進行する人と訴訟に参加する人の地位、権限、責任をより明瞭に規定する。それは、公開性、民主性、厳明性を保障し、各審理公判における当事者主義の質を向上させる方針で行う。これを司法活動の突破口とみる。

当面、人民検察院は、公訴権の行使と司法活動の監査という現行の機能を保持する。人民検察院は、裁判所の組織システムに符合するよう組織される。検察院が、公訴院に代わり、捜査活動における公訴の責任を強化することについて研究する。

それぞれの関係における捜査機関といくつかの捜査活動を渡されたほかの各機関との責任

を明確にする。専門的に責任を持つ捜査機関は、すべての刑事事件を捜査するが、他の機関は、若干の概要の捜査活動と専門的に責任を持つ捜査機関の要求に従って、若干の捜査方法を実施するのみという方針とする。当面、現行の法律に従い、捜査機関の組織モデルで引き続き実施する。各捜査機関を再編成するために、すべての条件を研究し準備する。端緒を簡略化し、偵察と刑事訴訟の捜査活動を密接に連携させるようにするという方針とする。

司法省が、判決執行を統一的行うために政府を支援するため、幹部と物質的基盤について準備する。裁判所の判決文を厳正に執行するための自由刑でない刑罰の執行における、社（コミュニン）、町会、地方都市の人民委員会の責任、省、都市の人民委員会の専門機関の責任を明確にする。形式、手続の社会化を段階的に実施し、判決執行のいくつかを実施するのに国家機関ではない機関に渡すための方法、手続を規定する。

2.3 – 司法補助の各制定を整備する。

数量、政治的品性、道徳、専門レベルの面で十分な弁護士の組織を養成し発展させる。弁護士が、裁判所の公判において弁論を良好に実施するための保障をするシステムを整備する。同時に、弁護士に対する責任制度も明瞭に規定する。国家は、弁護士組織が自主管理する制度を生かすための法的な条件を整え、また、弁護士組織の自分のメンバーに対する責任を重くする。

司法鑑定制度を整備する。国家は、訴訟活動の恒常的なニーズに対応するため、若干の鑑定分野について投資する必要がある。鑑定のニーズが小さい、頻繁ではない分野に対する社会化を実施する。順序、手続、統一見解の期限と鑑定の実施について明瞭に、綿密に規定する。鑑定基準の公布は、それぞれの分野に合ったものでなければならない。鑑定の結論を評価するシステムを明確に規定し、事件を解決するための根拠とするための正当性、客観性を保障する。

正規司法補助警察部隊を構築し、審理活動、判決執行のために早期に対応する。

公証制度を整備する。公証と認証の範囲、公証文書の法的価値を明確に規定する。国家は、適正な公証機関を組織するのみであるという方針で公証に関する国家管理モデルを構築する。この公務を段階的に社会化する方向へ進んでいる。

廷吏（遂行員）制定を研究する。当面、いくつかの地方で試験的に実施され、その数年後、実際の総括、評価を基礎とした上で、次の段階が決まる。

2.4 – 清潔で堅固な司法補助組織と司法幹部組織を構築する。

法律学士を養成する方法、内容と司法官職、司法補助職務の源泉となる幹部を養成する方法、内容を引き続き刷新する。政治、法律、経済、社会、についてアップデートな知識と実際の職業技能と知識を持ち、品格があり、清潔な道徳があり、正義のために勇敢に闘い、社会主義法制を保護する方針で、司法幹部、司法補助幹部を養成する。ハノイ法律大学とホ

一チミン市法律大学を、法律に関する幹部養成の重点大学になるよう建設する。司法学院を、司法幹部養成についての大きなセンターになるよう建設する。

各司法機関において、心があり、徳も才能も充分にある人を惹きつけ、選抜採用するメカニズムをつくる。各司法官職に任命するための人材の源を、各司法機関の幹部だけではなく、法律家、弁護士にも拡大する。各司法官職に任命される人を選ぶための選抜試験システムの実施について研究する。司法官職に任命される期限を延ばすか、又は無期限の任命制度を実施する。

司法幹部の労働に合った給料、褒賞政策の制度をつくる。各司法官職の活動に対する検査、調査を強化し、外部からの検査、調査システムをつくる。

2.5 – 人民が選出した各機関の監査システムを整備し、司法機関に対して人民が主となる権利を活かす。

国会の各会期、人民評議会での司法機関の活動に対する質疑応答の質を刷新し向上させる。国会と人民評議会は報告と質問の回答を聞いた後、司法活動に関する独自の決議をした方が良い。

各司法機関、特に各司法機関の指導者の法律執行を監査する効力を強化、向上させる。国会による司法活動、特に逮捕、身柄拘束、起訴、審理の監査任務の実施を補助するため、国会に司法委員会を設立することを研究する。

司法活動に対して人民が主となる権利を活かす。法律の宣伝、普及、教育活動を強力に促進する。法理、生活意識、憲法と法律に従った就業に関する人民の知識レベルの向上をたゆまず行う。祖国戦線とその各メンバー組織は、司法活動における限界や欠点を、人民が発見することを奨励する活動を集中的に良く行う。それを通して、各司法機関に（問題点を）克服し、修正するよう提案する。司法活動に関する情報の供給と広報におけるマスメディアの役割を強化する。

2.6 – 司法に関する国際協力の強化

我が国が加盟した各国際条約を良好に実施する。引き続き、他の国と司法共助協定を締結する。まずは、近隣諸国、地域の各国、伝統的な関係のある各国と締結する。

国際要素のある犯罪と国際テロの防止、対策において、INTERPOL, ASEANPOL などや近隣と地域の各国の警察、多くのベトナム公民が生活し、働き、学んでいる幾つかの国々の警察との連携を強化する。

国、ベトナム公民、組織の合法的利益と権利を保護し、国際社会と地域社会に参入するというニーズに応えるため、国際司法分野について専門性の高い外国語レベルと職務レベルを持つ司法幹部を、十分な人数育成する。

2.7－司法活動のための物的基盤の保障

国家は、それぞれの司法機関の特殊性に合った、国が可能な司法活動のための物質的な条件を保障する。

司法の活動と各機関への予算配分のメカニズムを刷新し整備する。それは、国会によって、各地方の司法機関に配分され、各地方の司法機関で管理、使用され、その際、中央の各司法機関の監査、検査を受ける方針で行う。そして地方が、地方の歳入超過分から司法機関へ活動費用を支援することを許可するシステムをつくる。

各司法機関に広くて立派で、現代的で設備の整った業務用の事務所を段階的に建築する。捜査活動、犯罪防止対策、審理活動、司法鑑定活動といったサービスのための手段となる装備を優先する。数年内に、県（ディストリクト）レベルの各司法機関の業務用事務所の建設を緊急に終了させる。政府により既に承認された提案に従い、各拘留所を改善する。司法機関の活動のIT技術を強化する。

2.8－司法活動に対する党の指導システムの完成

党は、政治、組織、そして幹部に関して、各司法機関と司法活動を緊密に指導する。党の支部による指導の弛緩、又は司法活動への正当でない干渉がある状況を克服する。

党の建設、各党組織、党員の活動の教育、管理、検査の活動を強化する。各司法機関における計画、養成、選抜採用、配置、正しい幹部の使用といった活動のケアをする。知的レベルがあり、能力、信用、素質がある党組織委員級の同志が、役割分担で、各レベルの検察院の首長、裁判所の首長に任命される。

重要、複雑な事件の解決の指導における党支部の指導システムを構築、整備する。各司法機関、関連する各分野、委員会と各党組織間の連携システムを構築、整備する。それは、党支部が、定期的に、司法活動に関する報告を聞き、意見を出す方針で行う。司法活動における指導、指示における党支部の党員の集団と個人の責任を明瞭に確定する。

中央内政委員会の活動の質を向上させ、堅固にする。ニーズがあり、政治局により設立が許可された省、都市の党支部の内政委員会を堅固にする。党支部の内政・国民対応活動に関する諮問幹部を増強する。

III－実施

1－中央直属の各レベルの党委員会、組織は、この決議の内容を研究、把握し良好に実施する。

国会の党団体は、司法改革の路線、方針、内容、任務の体制化を指導する。司法活動に対する、民が選出した機関の監視活動を効果的に指導する。

政府の党幹事委員会は、各司法機関のために、専門レベルが高く、能力、政治的品性がある司法幹部組織を、十分な人数養成する。各司法機関のための物的基盤、業務手段への投資に関連する各機関を指導する。

最高人民裁判所の党幹事委員会、最高人民検察院の党幹事委員会、司法省の党幹事委員会、中央公安党支部、中央軍事党支部は、自分の責任に属する具体的な業務を一つ一つ実現する工程を計画し、決定する。

2—今後、2010年までに主に以下のような公務を行わなければならない。

—2002年1月2日に提示された、「今後の司法活動におけるいくつかの重点任務」に関する政治局の決議08-NQ/TW号の各任務を完了させる。

—各刑事政策を改正し、刑事訴訟、民事訴訟、行政訴訟に関する法律を段階的に改正し、整備する。犯罪防止対策、特に汚職の罪、「闇社会」型の組織的な犯罪を効果的に実施する。

—司法機関の活動の質、すべての審理公判における当事者主義を向上させる。これを司法活動の突破口とみなす。幾つかの司法活動を段階的に社会化させる。

—捜査員、検察官、裁判官の訴訟の責任、権限を増やす。それは、彼らが、主体的に任務を遂行し、訴訟活動における独立性を高め、責任を重くするためである。

—県（ディストリクト）レベルの裁判所の審理の権限の増強を完了する。このレベルでの地方裁判所設立の条件を準備する。各レベルの人民裁判所システムを段階的に刷新する。

—行政訴訟に対する裁判所の審理の権限を拡大する。軍事裁判所の審理の権限を明確にする。検察院は、起訴権を行使する機能を良く実施し、司法活動の監査機能の具体的な任務を明確にする。各レベルの裁判所システムに符合した、各レベルの検察院の組織の条件を準備する。

—国会の司法委員会設立を審議するよう国会に上程することを研究する。

—司法省への判決執行組織と業務の委譲を実施するための幹部、物的基盤に関する各条件の準備。

—十分に強く、状況に迅速に対応する各司法補助制度の構築。廷吏制度について幾つかの地方において試験的に実施する。司法補助活動を段階的に社会化する。

—司法活動に対する予算配分の刷新を実施し、様々な不合理を克服する。そして、司法幹部に対する給料政策、待遇制度を刷新する。

—県レベルの各司法機関、各刑務所のために十分な事務所を建設し、現行の規定に沿った基準を保障する。

3 —司法改革戦略を実施する指導委員会を設立する。指導委員会には、毎年の各司法改革任務を具体化するためのプログラム、計画、各提案、工程を構築する任務がある。そして、司法改革戦略の実施をモニタリングし、検査し、監督する。また、決定する権限のある機関に提出するため、司法改革に関して新しく発生した諸問題について研究を組織したり、若しくは研究機関に研究を委託したりする。

受取者：

- 各省級共産党委員会
- 党の各委員会，党幹事委員会，党支部団体，
中央直属の党支部，
- 党中央執行委員会委員の各同志，
- 中央事務局保存

政治局代表

書記長

ノン・ドク・マイン